

小児期定期予防接種のスケジュール

ワクチンの数が増え、同時接種も行われるようになってから、接種間隔の間違
いが増えています。特に、接種が不規則になってしまった例で注意が必要です。
それぞれワクチンごとに記載しています。いま一度確認してください。

接種間隔の規則については、26ページ以降を参考にしてください。



添付文書により接種が認められている期間



定期接種として認められている期間



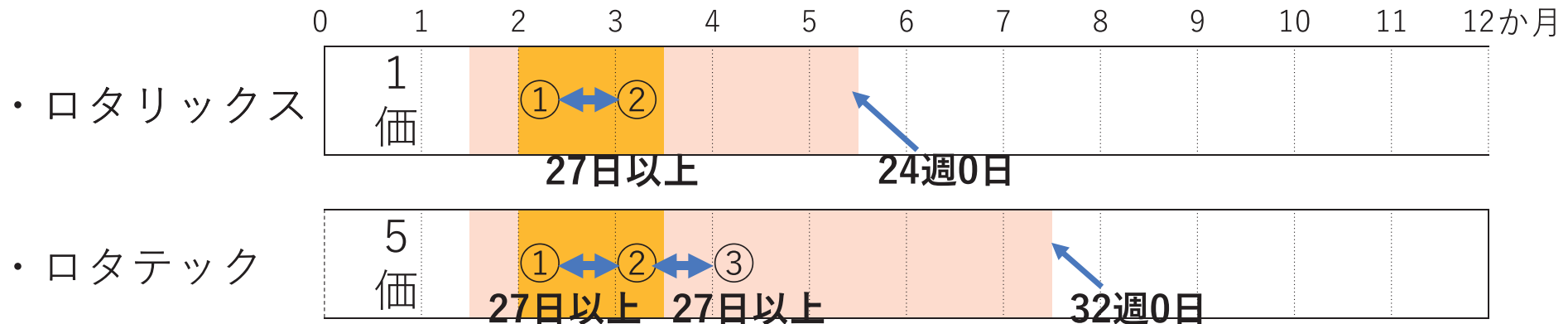
標準接種とされている期間

兵庫県医師会予防接種委員会作成

目 次

ロタウイルスワクチン（ロタリックス・ロタテック）	3
B型肝炎ワクチン（ビームゲン ヘプタバックスーⅡ）	4
B型肝炎ワクチン（ビームゲン ヘプタバックスーⅡ）母子感染の予防（保険適応）	5
ヒブワクチン（アクトヒブ）	6
肺炎球菌（プレベナー13・バクニューバンス）	8
4 種混合（テトラビック クアトロバック）	10
5 種混合（ゴービック クイントバック）	11
乾燥 BCG ワクチン	12
麻しん・風しん混合ワクチン	13
水痘（乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」）	14
おたふくかぜ	15
日本脳炎（ジェービックV エンセバック）	16
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT ビック） / 2 種混合ワクチン	19
3 種混合ワクチン（トリビック）	20
不活化ポリオ（イモバックスポリオ）	21
ヒトパピローマウイルス（HPV） / シルガード 9 （9 価）	22
ヒトパピローマウイルス（HPV） / ガーダシル（4 価）	23
ヒトパピローマウイルス（HPV） / サーバリックス（2 価）	24
2024年度 キャッチアップ接種対象者	25
定期の予防接種における対象者の解釈について	26

ロタウイルスワクチン（ロタリックス・ロタテック）



3 ポイント！

ロタリックスは出生6週0日から24週0日までの間

標準 初回接種は生後2か月に至った日から出生14週6日まで。

2回目は27日以上あけて24週0日までに完了すること。

ロタテックは出生6週0日から32週0日までの間

標準 初回接種は生後2か月に至った日から出生14週6日まで。

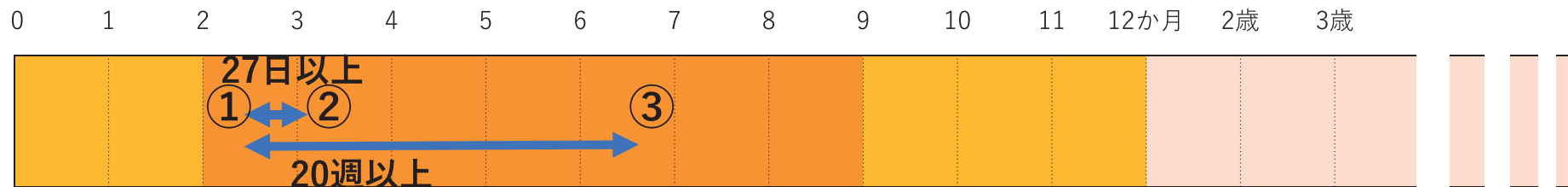
2回目は27日以上あけて3回目はさらに27日以上あけて**32週0日までに**完了すること。

出生15週を過ぎて初回接種を希望される場合、安全性が確立されていない（腸重積のリスクが上がる）ことを十分に説明し、同意が得られた場合は接種可能である

生まれた日が0日

※ 2種に互換性はない

B型肝炎ワクチン（ビームゲン ヘプタバックスーⅡ）



3 ポイント！

1 歳未満の者

2 回目 は 1 回目 から 27 日以上 あける。

3 回目接種は 1 回目から 139 日（20 週） あける。 1 回 0.25ml 接種（量注意）

標準接種は 2 か月から 9 か月になるまでに

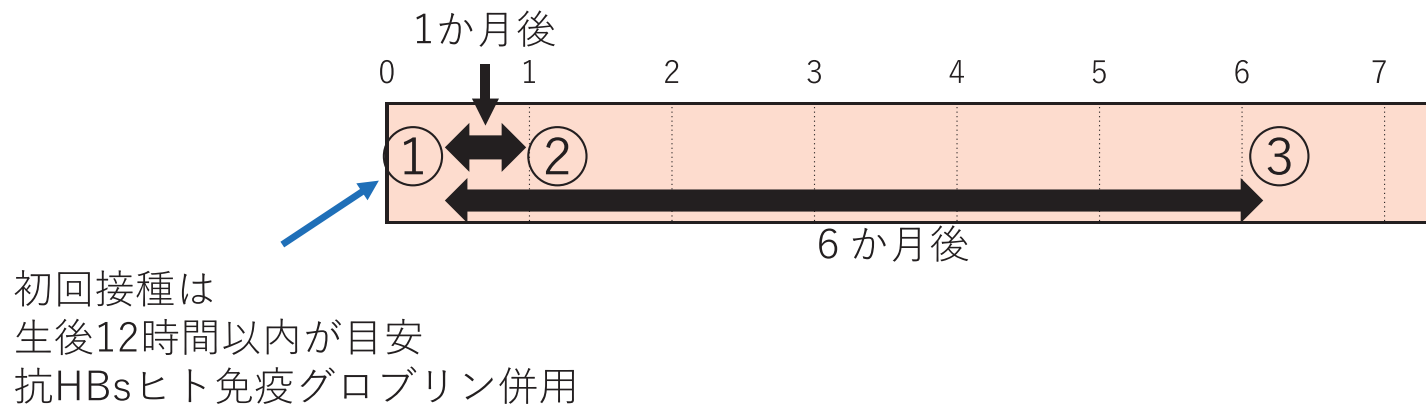
HBs 抗原陽性の母親から出産され B 型肝炎ウイルス感染のおそれがあり、抗 HBs ヒト免疫グロブリンの投与を併せてワクチンを接種された場合は、定期接種の対象者から省く。

接種開始が 1 歳を過ぎた場合、27 日以上あけて 2 回接種後、1 回目から 139 日以上あけて 3 回目を接種（任意接種扱い）**10 歳以上は 0.5ml 接種に注意**（この場合は、皮下注または筋注も可能）

※ 2 社から販売 互換性がある

B型肝炎ワクチン（ビームゲン ヘプタバックスーⅡ）

母子感染の予防（保険適応）



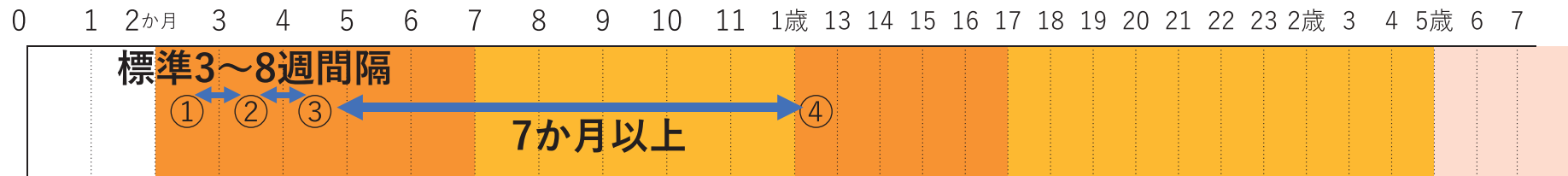
3ポイント！

0.25mlを1回 生後12時間以内を目安に皮下注。初回接種の1か月後と6か月後に追加接種

能動的 HBs 抗体が獲得されていなければ追加接種

この場合は月単位になっている。1か月後は28日後ではない

ヒブワクチン（アクトヒブ）



3 ポイント！

標準接種

初回接種

生後 2 か月から生後 7 か月未満の場合 3 回接種、2 回目以降は**27日**（医師が認めれば20日）**から56日**までの間隔で **1 歳を越えない**

追加接種

初回接種後 **7 か月**以上13か月あけて60か月に至るまでに 1 回接種
（標準接種はおおむね 1 年）

ヒブワクチン 初回接種が遅れた場合

◎初回が生後 7 か月から生後12か月未満の場合

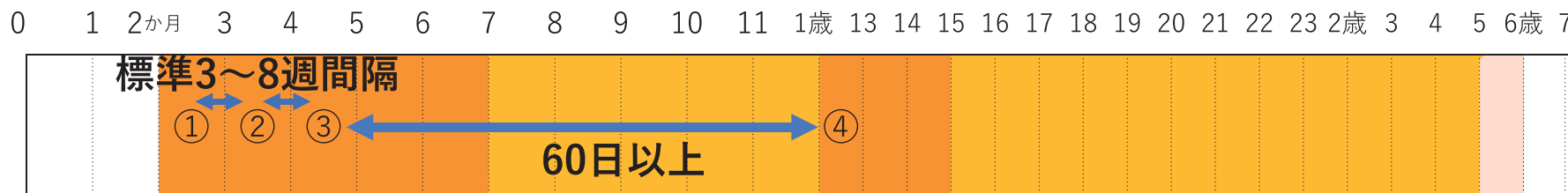
- ・ 初回接種（2 回でよい）
2 回目は27日（医師が認めれば20日） から56日までの間隔で **1 歳を越えない**
- ・ 追加接種
初回接種後 **7 か月**以上（標準接種は13か月まで） あけて60か月未満で 1 回接種
- ・ 初回接種 2 回目以降が 1 歳をこえてしまう場合は、追加接種扱いとし、最終接種から27日（医師が認めれば20日） あけて接種

◎初回が生後 1 歳（お誕生日） 以降の場合

生後60か月未満で 1 回接種

添付文書上、年齢上限はないが生後60か月以降での定期接種扱いはしない（2023/ 8 変更）

肺炎球菌（プレベナー13・バクニューバンス）



定期接種は60か月までが対象
添付文書は6歳未満(プレベナー)
18歳未満(バクニューバンス)

3 ポイント！

標準接種

初回接種 生後2か月から生後7か月未満の場合、
27日以上の間隔で3回接種（生後12か月までに3回）

2回目は生後12か月までに 3回目は生後24か月までに行う

追加接種

初回接種終了後**60日以上**あけて**生後12か月から15か月まで**
60か月未満で1回接種

プレベナーからバクニューバンスに切り替える際は、残りの接種回数をバクニューバンスで行う

肺炎球菌ワクチン初回接種は ヒブワクチン・4種混合・5種混合と異なり、27日以上の間隔が必要

※ バクニューバンスは皮下注または筋注。

※ プレベナー13は皮下注のみ。

肺炎球菌 初回接種が遅れた場合

◎初回が生後 7 か月から生後12か月未満の場合

- ・ 初回接種

2 回目とは27日以上の間隔で 2 回接種（標準的には生後12か月までに 2 回）

2 回目は生後24か月までに行う 初回接種は 2 回で終了

- ・ 追加接種

初回接種終了後**60日以上**あけて**生後12か月に至った日以降** 60か月未満で 1 回接種

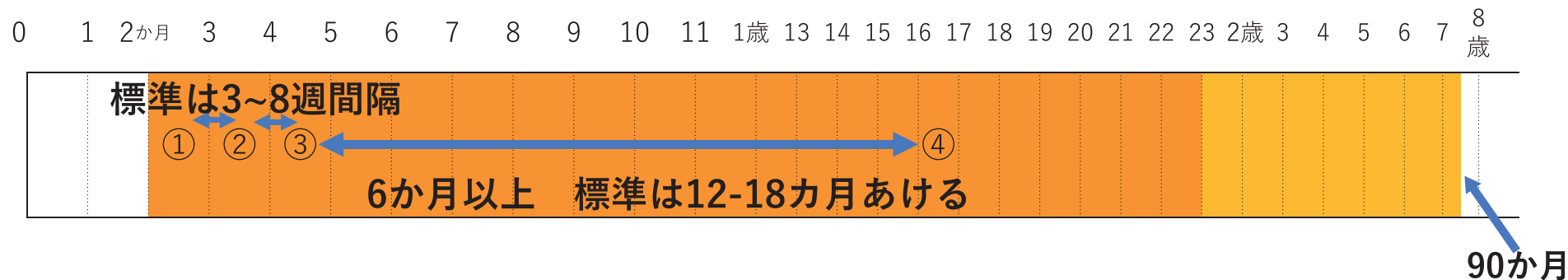
◎初回が生後12か月に至った日の翌日（誕生日当日）から生後24か月未満の場合

- ・ 初回接種 60日以上の間隔で 2 回接種 2 回で終了

◎初回が生後24か月に至った日の翌日（誕生日当日）から生後60か月未満の場合

1 回接種のみ

4 種混合（テトラビック クアトロバック）



3 ポイント！

第1期初回 生後2か月から生後90か月に至るまで、
標準 生後**2か月に達してから生後12か月**に達するまでに3回接種。
 20日以上の間隔（標準的には20から56日の間隔で）接種。

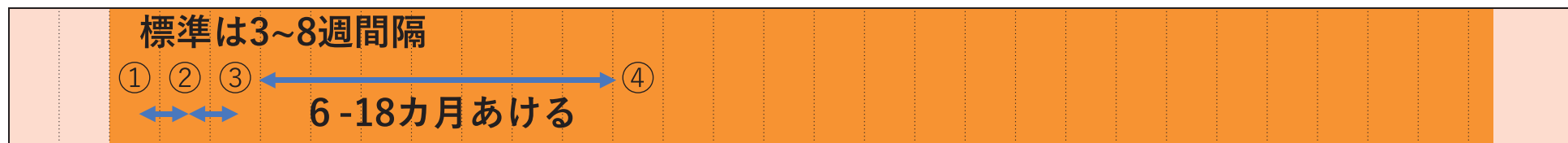
第1期追加 生後90か月に至るまでの**3回目接種後最低6か月**あける ←ここ誤りやすい
標準 初回接種（3回）終了後、**12から18か月**の間隔で接種

※ 2社から販売 互換性がある

※ 2024年4月 5種混合発売後、いままで4種で接種していた方は原則同じもので接種を続ける。

5 種混合（ゴービック クイントバック）

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1歳 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 2歳 3 4 5 6 7 8歳



3 ポイント！

第1期初回 生後2か月から生後90か月に至るまで、
標準 生後**2か月7か月未満**で開始し**20から56日**の間隔で3回接種

第1期追加 初回免疫後**6か月以上の間隔**をあけて接種
標準 初回接種（3回）終了後、**6から18か月**の間隔で接種

2024年3月までに4種混合ワクチンを接種していたら、残りの必要回数も**原則として4種混合ワクチンを接種します**が、5種混合ワクチンに変更しても間違い接種ではありません。ヒブ、4種混合のワクチン成分それぞれが規定回数を満たすように接種してください。

- ※ 5種混合ワクチンは 皮下注または筋注。（4種混合は皮下注のみ）
- ※ 2社から発売 互換性については自治体で対応が異なる。

乾燥 BCG ワクチン

0か月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13



3 ポイント！

1 歳に至るまでのもの

標準 生後 **5** か月から生後 **8** か月に達するまで

ロタ（経口生ワクチン）・不活化ワクチン → BCG

BCG → ロタ（経口生ワクチン）・不活化ワクチンは接種間隔に制限がありません

BCG → 他の注射生ワクチン（MR、水痘、おたふく）は27日以上の間隔が必要です

麻しん・風しん混合ワクチン

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン「タケダ」
はしか風しん混合生ワクチン「第一三共」
ミールビック



3 ポイント！

第 1 期 生後12か月から生後24か月未満のもの

第 2 期 5 歳以上 7 歳未満のものであって、

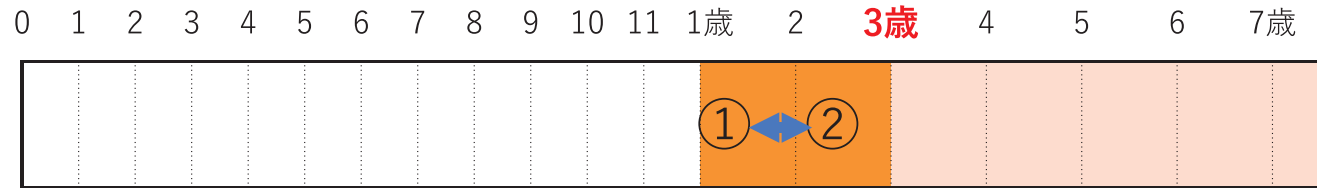
小学校就学 1 年前の 4 月 1 日から就学年の 3 月31日まで

3 社から販売 互換性がある

※ 近隣で麻しん患者の発生が認められる生後 6 – 11 か月児は緊急避難として接種が勧められる。
(任意接種) 但し、早期に任意接種した場合も定期接種は規定通り接種する。

※ 任意の予防接種として性・年齢に制限はない。

水痘（乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」）



3か月以上（標準は6～12か月）

3ポイント！

1回目 生後12か月から生後36か月未満のもの

標準 生後**12**か月から**15**か月の間にあるもの

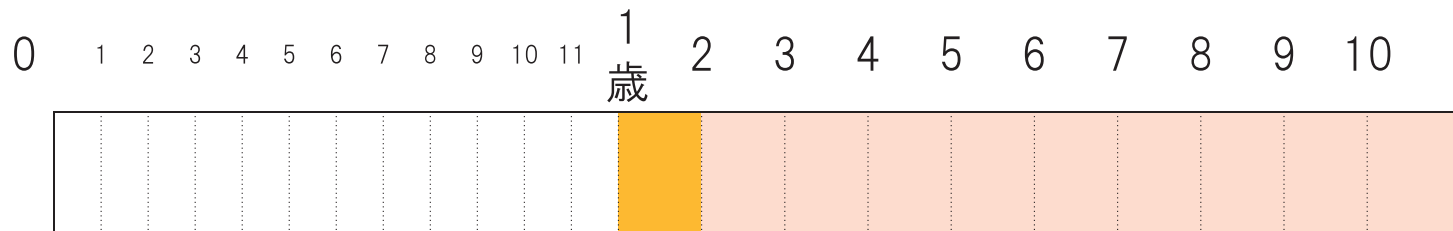
2回目 1回目接種から3か月以上あける

標準 1回目終了後**6**か月から**12**か月の間隔をあける

任意

おたふくかぜ

乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン「タケダ」・
おたふくかぜ生ワクチン「第一三共」



3ポイント！

1歳以上なら いつでも接種は可能。定期接種、標準接種はありません。

日本小児科学会は

1回目を1歳になったら速やかに

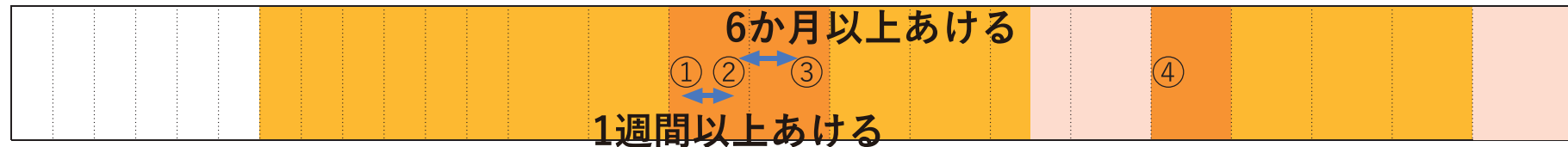
2回目を小学校入学前に

MR（麻しん・風疹）ワクチンと同じスケジュールでの接種を勧めている

※ 2社から販売 互換性がある

日本脳炎（ジェービックV エンセバック）

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1歳 2 3 4 5 6 7歳 8 9 10 11 12 13



3ポイント！

第1期初回 生後6か月から生後90か月未満のもの 1回0.5ml接種
3歳未満は0.25ml

標準 3歳に達した時から4歳未満の期間

1回目と2回目の間は **最低1週間**（標準は**6-28日**）

第1期追加 2回目と3回目の間は **最低6か月**（標準はおおむね**1年**）

第2期 9歳以上13歳未満のもの 0.5ml接種

標準 9歳以上10歳未満

- ※ 生後6か月から接種可能
- ※ 2社から販売 互換性がある

日本脳炎予防接種に関する特例処置(1)

- ・ 2005年（平成17年）から2009年（平成21年）にかけての積極的勧奨の差し控えにより予防接種を受ける機会を逸したもの

1995年（平成 7 年） 4 月 2 日～2007年（平成19年） 4 月 1 日の間の生まれで現在 20歳未満

第 1 期 第 2 期の不足分を接種できる。

1 期 1 回が既接種

②← 6 日→③← 6 日→④（ただし 9 歳以上20歳未満）

1 期 2 回が既接種

③← 6 日→④（ただし 9 歳以上20歳未満）

1 期 3 回既接種

④（ただし 9 歳以上20歳未満）

日本脳炎予防接種に関する特例処置(2)

2007年（平成19年） 4月2日～2009年（平成21年）10月1日生まれで、2010年（平成22年） 3月31日までに**日本脳炎 1 期が完了していないもの**で、現在生後 6 か月～90か月または 9 歳以上13歳未満のもの

1 期 1 回が既接種（先の 1 回とは 6 日あける）

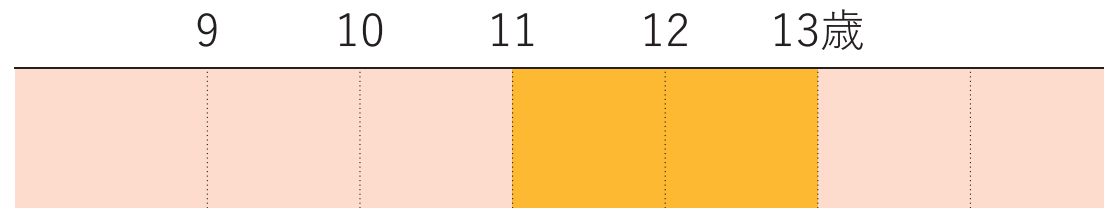
②← 6 日→③

1 期 2 回が既接種（先の接種とは 6 日あける） ③

9 歳以上13歳未満のもので 1 期を終了していれば 6 日あけて 4 回目接種ができる

1 期の未接種分が 2 期の期間に接種できる。それぞれは中 6 日あけることが必要。

沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT ビック） / 2 種混合ワクチン



定期接種 第 2 期 11歳以上13歳未満のもの
 標準的には 11歳に達してから12歳に達するまで
0.1ml 皮下注

2 種混合（DT）ワクチンには百日咳に対する効果はありません。
 百日咳の免疫効果は 4 – 12年で低下するため、定期接種の 2 種混合ワクチンの代わりに百日咳含有ワクチン（3 種混合（DPT；トリビック®）を10歳以降に追加接種すると、百日咳の抗体が再度上昇し、百日咳感染の予防にもつながります。
 但し自費接種になります。

3種混合ワクチン（トリビック）

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1歳 2 3 4 5 6 7歳 8 9 10 11 12 13



3ポイント！

（定期）

4種混合の代わりに使用することが可能 回数・間隔は4種混合に準ずる。

（任意）

日本小児科学会では ⑤就学前児の百日咳抗体価が低下していることを受け就学前に3種混合ワクチンの接種を勧奨

また、⑥百日咳感染予防のため2期接種（11歳以上13歳未満）の2種混合の代わりに3種混合を使用することも可能。（ただし任意扱い）

※ いずれも接種量は0.5ml

不活化ポリオ（イモバックスポリオ）

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1 歳 2 3 4 5 6 7 歳 8 9 10 11 12 13



3 ポイント！

（定 期）

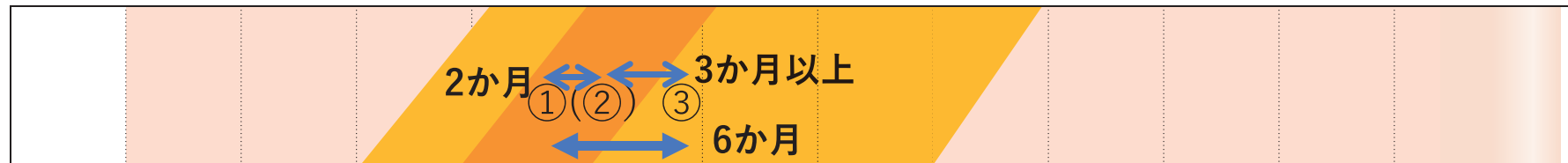
4 種混合の代わりに使用することが可能 回数・間隔は 4 種混合に準ずる。

（任 意）

日本小児科学会では ⑤ポリオに対する抗体価が減衰する前の就学前（5 歳以上 7 歳未満）の追加接種を推奨している。

ヒトパピローマウイルス（HPV） / シルガード 9 （9 価）

8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20歳



3 ポイント！

定期接種

小学 6 年生になった日から高校 1 年生の 3 月 31 日まで 女子のみ

標準 中学 1 年生になってから 1 年間の間 **2** 月の間隔をあけて 2 回目、1 回目から **6** か月あけて（**2 回目から 3 か月以上あけて**）3 回目 1 年以内に終了が望ましい。

上記間隔での接種が不可能な場合、2 回目は最低 1 か月 3 回目は 2 回目から 3 か月以上あけての接種も可能

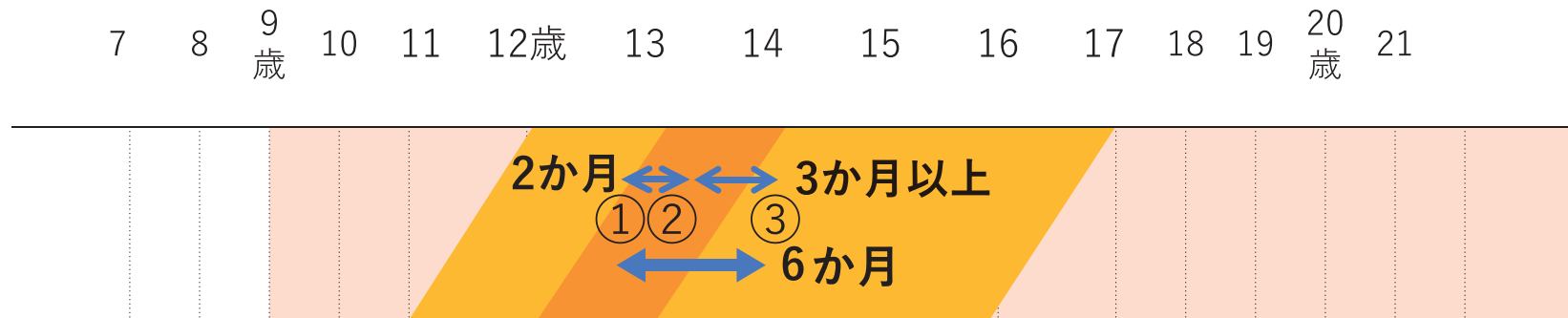
初回接種が15歳未満なら 1 回目から 6 から12か月あけて 2 回で完了しても可。

13か月後までに接種することが望ましい。2 回目接種を 6 か月以上の間隔をおいて実施できない場合、2 回目接種は初回接種から少なくとも 5 か月以上あけること。

5 か月未満で接種した際は 3 回目の接種が必要。2 回目から 3 か月以上あけること。

男子の接種は不可

ヒトパピローマウイルス（HPV） / ガーダシル（4 価）



3 ポイント！

定期接種

小学 6 年生になった日から高校 1 年生の 3 月 31 日まで 女子のみ

標準接種

中学 1 年生になってから 1 年間の間 **2 月**の間隔をあけて 2 回目、1 回目から 6 か月あけて（**2 回目から 3 か月以上あけて**）3 回目 1 年以内に終了が望ましい

上記間隔での接種が不可能な場合、2 回目は最低 1 か月 3 回目は 2 回目から 3 か月以上あけての接種も可能

原則同じワクチンで 3 回であるが、2 回目 3 回目をシルガードにすることも可能
任意接種としての上限年齢はない **男子の接種も可能**

ヒトパピローマウイルス（HPV） / サーバリックス（2価）



3 ポイント！

定期接種

小学 6 年生になった日から高校 1 年生の 3 月 31 日まで 女子のみ

標準接種

中学 1 年生になってから 1 年間の間 **1 月**の間隔をあけて 2 回目、1 回目から 6 か月あけて **（2 回目から 2.5 か月以上あけて）** 3 回目

上記間隔での接種が不可能な場合、2 回目は 1 ～ 2.5 か月の間 3 回目は 1 回目から 5 ～ 12 か月（2 回目から 2.5 か月以上あけて）の間での接種も可能

原則同じワクチンで 3 回であるが、2 回目 3 回目をシルガードにすることも可能

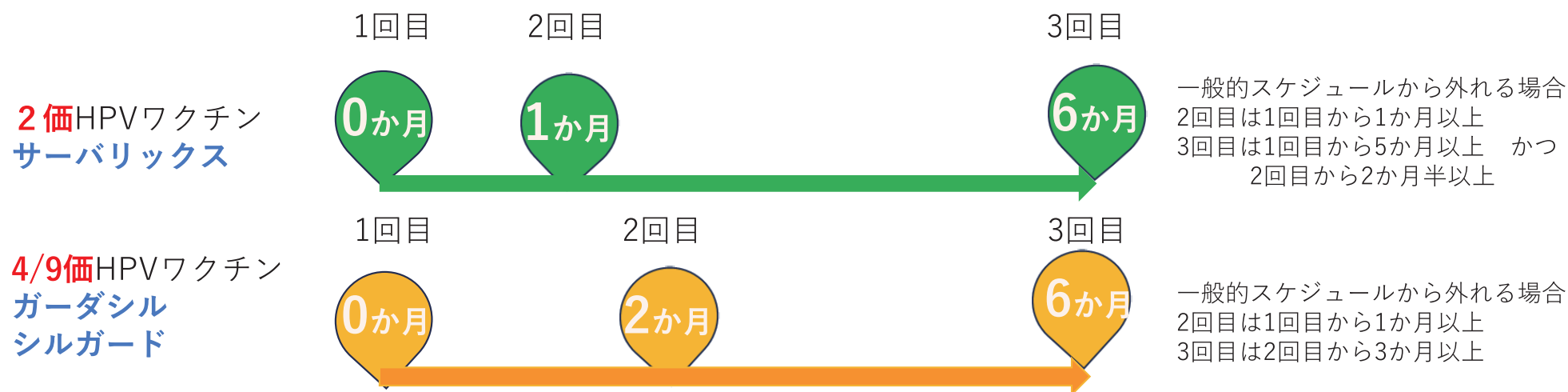
任意接種としての上限年齢はない 男子の接種は不可

2024年度 キャッチアップ接種対象者

キャッチアップ接種は2025年3月末で終了です



キャッチアップ接種の一般スケジュール



3回の規定回数分は公費で接種可能 2価/4価を1回または2回接種した後に残り回数を9価で接種できる。
 間隔は9価の接種方法に合わせる。

定期の予防接種における対象者の解釈について①

『●歳に達した時』の考え方	年齢は出生の日から起算され、期間はその末日の終了をもって満了するため、翌年の誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えます。 例えば、平成25年4月1生まれの人であれば、平成26年3月31日（24時）に1歳に達したと考えます。
『●歳に至るまで』の考え方	誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1生まれの人であれば、『1歳に至るまで』と言った場合、『平成26年3月31日まで』という意味になります。（3月31日は含まれます。）
『●歳に達するまで』の考え方	誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1生まれの人であれば、『1歳に達するまで』と言った場合、『平成26年3月31日まで』という意味になります。（3月31日は含まれます。）
『●歳以上』の考え方	誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1生まれの人であれば、『1歳以上から接種可能』と言った場合、『平成26年3月31日から接種可能』という意味になります。 ※厳密には24時に1歳年をとるので、3月31日であっても0時から24時に至るまでは、1歳に達していませんが、真夜中の24時に接種を受けられることは通常想定されないため、日中でも接種を受けられるように配慮したものです。
『●歳未満』の考え方	誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1生まれの人であれば、『1歳未満まで接種可能』と言った場合、『平成26年3月31日まで接種可能』という意味になります。 ※『●歳以上』の考え方では、被接種者の都合を考慮して、厳密には接種対象年齢には達していない時間帯も含めて、3月31日の丸一日を接種可能日としました。一方、『●歳未満』の考え方では、厳密に前日（24時）に1歳年をとると考えて、3月31日24時に至るまでは接種可能とするものです。

定期の予防接種における対象者の解釈について②

『●歳に至った日』の考え方	誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至った日』は、『平成26年3月31日』を指します。 ※『至った日まで』は、『至るまで』、『達するまで』と同義であり、3月31日は含まれます。
『生後1月に至るまで』の考え方	単位が月になった場合、暦に合わせて翌月の同日の前日に、1月が経過したと考えます。したがって、平成25年4月1日生まれの人であれば、翌月の同日（5月1日）の前日（4月30日）に生後1月を迎えたと考えます。『生後3月に至るまで』であれば、3か月後の同日（7月1日）の前日（6月30日）に生後3月に至ったと考えます。 なお、翌月に同日となる日が存在しない場合には、翌月の最後の日に1月経過したと考えます。 例えば、平成25年1月31日生まれの人であれば、2月28日に生後1月を迎えたと考えます。
『●歳に至るまでの間』の考え方	誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至るまでの間』と言った場合、『平成26年3月31日になるまで』という意味になります。 ※3月31日までは対象となりますが、4月1日は対象外となります。
『●歳に至った日の翌日』の考え方	誕生日の前日に1歳年をとると考えますので、平成25年4月1日生まれの人であれば、『1歳に至った日の翌日』と言った場合、『平成26年4月1日』を指します。
『生後3月から生後6月に至るまでの間にある者』の考え方	平成25年4月1日生まれの人であれば、7月1日の前日（6月30日）に生後3月を迎えたと考えます。同様に、生後6月であれば、10月1日の前日（9月30日）に生後6月を迎えたと考えます。したがって、この場合、『生後3月から生後6月に至るまでの間にある者』とは『6月30日から9月30日までの期間内にある者』ということになります。

定期の予防接種における接種間隔の解釈について③

『二十日から五十六日までの間隔をおいて接種』の解釈	4月1日に接種した場合、4月2日を間に挟んだ4月3日が、一日の間隔をおいた日となります。同様に考えていき、4月22日が二十日の間隔をおいた日となり、5月28日が56日の間隔を置いた日となります。（日は期間が規定されるため、月の場合と対応が異なります）したがって、『二十日から五十六日までの間隔をおいて接種』と言った場合、4月22日から5月28日まで接種可能ということになります。（5月28日が接種可能最終日）
『1月の間隔を置く』等の解釈	1月15日に接種した場合、翌月の同日（2月15日）の前日（2月14日）に1ヶ月経過したと考えます。したがって、1月の間隔を置いた日とは、2月15日を指します。1月31日に接種した場合、翌月には同日が存在しませんので、この場合には翌月の最終日（2月28日）に1ヶ月が経過したと考えますので、1月の間隔を置いた日は、3月1日になります。（月は暦によって日数が異なるため、日の場合と対応が異なります）
『六月以上の間隔をおいて一回皮下に注射』の解釈	4月1日に接種した場合、10月1日の前日に6か月経過したと考えるので、6か月の間隔をおいた場合、10月1日から接種可能となります。8月31日に接種した場合、2月28日に6か月経過したと考えるので、6か月の間隔をおいた場合、3月1日から接種可能となります。
「1月から2月半までの間隔をおいて」という表現における『●月半』の解釈	「●月半」と言った場合、当該月が何日で終わるのかによって以下のようになります。 28日で終わる月：14日 29日で終わる月：15日 30日で終わる月：15日 31日で終わる月：16日 例えば平成25年4月1日に接種をした場合、1月の間隔を置くと、5月1日から接種が可能となります。2月半の間隔を置いた場合、2月の間隔を置いた日である6月1日に、15日を足して6月16日が、2月半の間隔を置いた日となります。（6月は30日で終わるため）